〇総務省令第百号

有 線 雷 気 通 信 法 昭 和 + 八 年 法 律 第 九 + 六 号) 及 び 電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五. + 九 年 法 律 第 八 十 六

令和五年十二月二十七日

号)

 \mathcal{O}

規

定

に

基

づ

き、

有

線

電

気

通

信

法

施

行

規

則

等

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

12

定

 \Diamond

る

総務大臣 松本 剛明

有 線 電 気 通 信 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

(有線電気通信法施行規則の一部改正)

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

ŋ

改

正

前

欄

12

掲

げ

る

規

定

 \mathcal{O}

傍

線

下

線

を

含

む

以

下

 \mathcal{O}

条

に

お

1

7

同

ľ

を

付

第 条 有 線 電 気 通 信 法 施 行 規 則 昭 和 十 八 年 郵 政 省 令 第 三 + 六 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正 す る。

た び 改 部 正 分 後 を 欄 $\sum_{}$ に n 対 に 応 順 次 L 7 対 掲 応 げ す る る そ 改 \mathcal{O} 正 標 後 記 欄 部 に 分 掲 げ に る 重 規 傍 定 線 \mathcal{O} 傍 $\widehat{\underline{}}$ 線 重 を 付 下 線 L を た 含 部 分 む 0 \mathcal{O} 以 ょ う 下 ک に \mathcal{O} 改 条 \Diamond に 改 お 1 正 7 前 欄 同 じ 及

を 付 L た 規 定 以 下 \mathcal{O} 条 に お 11 7 対 象 規 定 と 1 う。 は 改 正 前 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 を

改 ŧ 正 \mathcal{O} を 後 欄 掲 げ 12 7 撂 げ 1 な る 対 1 象 ŧ 規 \mathcal{O} 定 は と L 7 れ を 移 削 動 り、 し 改 改 正 正 後 前 欄 欄 12 に 掲 掲 げ げ る る 対 対 象 象 規 規 定 定 で で 改 改 正 正 前 後 欄 欄 に に れ れ に 12 対 対 応 応 す す る る

ŧ \mathcal{O} を 掲 げ 7 1 な V t \mathcal{O} は $\sum_{}$ れ を 加 え る。

	本邦外設置事項書	別紙様式第七(第7条関係)	第十四条 [略]	及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。	書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者			第十三条 [略]	第十二条 [略]	第十一条 [略]	りとする。	第十条 法第六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別紙様式第十のとお	(検査職員の証明書)	第九条の二 [略]	第九条 [略]	は、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者にその旨を通知するものとする。	3 総務大臣は、第一項の規定により指定をしたとき又は前項の規定により指定を解除したときに	よる指定を解除するものとする。	訟	2 総務大臣は、指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について前項の規定による指定の事由が	に報告しなければならな	ともに、その詳細について、その事象の発生を知つた日から三十日以内に	及び場所、概要、原因、措置模様その他参考になる事項について適当な方法により	本邦内の陸揚局における異常又は不審と認められる事象が生じた	者	線電気通信設備の数の総数に対する割合が十分の一以上であるものとして総務大臣が指定するも	ついては、当該陸揚地点の数をその本邦外設置有線電気通信設備の数とする。)の本邦外設置有	気通信設備」という。)の数(本邦内の陸揚地点が二以上である本邦外設置有線電気通信設備に	(電気通信事業者がその一部を電気通信事業の用に供するものに限る。以下「本邦外設置有線電	第八条 法第四条ただし書の許可を受けた者のうち、その者の当該許可に係る有線電気通信設備	(陸揚局における異常又は不審な事象の報告)	改正後
設注	本邦外設置事項書	別紙様式第七(第7条関係)	第十三条 [同上]		三条第一項の	3 、審	上		第十一条 [同上]	第十条 [同上]	りとする。	第	(検査職員の証明書)	第八条の二 [同上]	第八条 [同上]					27 X		//E-V	17	<u>~/1</u>	型	OI	H		电	[新設]		改正前

報告者 郵便番号 (ふりがな) 住 所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在 地)	総務大臣 殿	別紙様式第九 (第8条関係) 本邦外設置有線電気通信設備の陸揚局における異常又は不審な事象の報告	□ 当該設備の本邦外の地域における陸揚の許可の有無については、陸揚の許可を受けた 	通信事項については、電気通信事業の用に供する場合においては、その旨を記載すること。こと。陸揚地点及び陸揚局の設置の場所については、陸揚地点の市区町村名及び陸揚局の所な地を記載すること。	他参考事項 <u>設備の設置の場所については、電気通信事業の用に供する場合にあ</u> 点における緯度及び経度を記入すること。 <u>電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量(総容量及</u> する容量)については、申請時において未確定の場合は、申請時に予 する容量)については、申請時において未確定の場合は、申請時に予 を記載すること。	ω	(1) <u>設備の設置の場所</u> (9) 終が長
		[新設]			9 その他参考事項[新設]	ω	[新設]

果	(共同設備の設置者にあつては、以下に共同設置 者の住所及び氏名を連記すること。)
発生年月日及び時刻	
発生場所	
当該事態の全体概要	
当該事態により影響を受けた電気通信設備の概要	
措置模様(対応状況。復旧予定日時を含む。)	
発生原因	
再発防止策	
別紙様式第十(第10条関係) [略]	別紙様式第九 [同左]
備考 表中「]の記載及び対象規定の二重傍線を	の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電 気通信事業法施行規則の一部改正)

第二条 電 気 通 信 事 業法 施 行 規 則 (昭 る規 和六 の傍線・ + 年 郵政省令第二十五号) を付した部分をこれ の 一 に順 次対 部を次のように改 応する改 正 す る。

る規定 \mathcal{O} 傍 線 を付 した部 分 \mathcal{O} ように改め る。

次 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正 前

欄

に

掲

げ

定

正 後 欄

に

· 掲 げ

改正後	改 正 前
第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。	第二十九条 [同上]
[一~六 略]	[一~六 同上]
2 前項各号に掲げる事項は、本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置される海底ケーブルにつ 2	2 前項各号に掲げる事項には、総務大臣が別に告示する細目を含むものでなければならない。
いて他の設備と別に記載し、総務大臣が別に告示する細目を含むものでなければならない。	
(調書)	(調書)
第六十四条 [略]	第六十四条 [同上]
[2 略]	[2 同上]
3 審査請求人又はその代理人は、電子メールの送信その他の方法により提供された当該事案の調	3 審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十
書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者	三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た
及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。	者並びにこれらの代理人も同様とする。

般放送の設備 及び業務に関する届 出 の特 例を定める省令の一部改 正

第三条 般 放 送 \mathcal{O} 設 備 及 び 業 務 に 関す る 届 出 \mathcal{O} 特 例 を定 8) る省令 平 成二十三年 総務 省令第 八 十四四

号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げる規定 の傍線を付した部分をこれ に対応する改正後 欄に · 掲 げ る規

定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(一般放送の業務の届出等)	(一般放送の業務の届出等)
第一条 [略]	第一条 [同上]
2 前項の規定により一般放送の業務の届出を行う場合においては、有線電気通信法施行規則第一	2 前項の規定により一般放送の業務の届出を行う場合においては、有線電気通信法施行規則第一
条及び第九条並びに放送法施行規則第二百十六条の規定にかかわらず、別記第1様式の届出書に	条及び第八条並びに放送法施行規則第二百十六条の規定にかかわらず、別記第1様式の届出書に
その写し一通(届出に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局(沖縄総合通信	その写し一通(届出に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局(沖縄総合通信
事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域にわたるときは、これらの総合通信局の数と同数)を添	事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域にわたるときは、これらの総合通信局の数と同数)を添
えて、当該一般放送の業務区域(その区域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、そ	えて、当該一般放送の業務区域(その区域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、そ
の主たる部分)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して提出する	の主たる部分)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して提出する
ものとする。	ものとする。

附則

(施行期日)

第 条 $\sum_{}$ \mathcal{O} 省 令 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る。

(経過措置)

に

ょ

る

改

正

後

 \mathcal{O}

有

線

電

気

通

信

法

施

行

規

則

別

紙

様

式

第

七

 \mathcal{O}

書

類

本

邦

外

設

置

有

線

電

気

通

信

設

備

に

係

る

第二 条 ک \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 有 線 電 気 通 信 法 第 匹 条 た だ L 書 \mathcal{O} 許 可 を受 け て 7 る 者 は ک \mathcal{O} 省 令

ŧ \mathcal{O} に 限 る。 を 遅 滯 な < 総 務 大 臣 12 提 出 L な け れ ば な 5 な 1

第三 定 < 規 に 定 変 条 更 に 合 致 ょ \mathcal{O} 電 さ 届 り 気 せ 通 出 届 を る け 信 L た 事 出 な め、 業 て け 7 者 ک れ る は、 管 ば \mathcal{O} ک な 省 理 5 令 \mathcal{O} 規 な \mathcal{O} 程 省 令 7 施 に 行 0 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} 1 日 て 行 か \mathcal{O} 5 際 令 \mathcal{O} 現 和 省 に 六 令 電 年 に 気 兀 ょ 通 月 る 信 \equiv 改 事 + 業 正 日 法 後 第 ま \mathcal{O} で 電 兀 に + 気 同 兀 通 条 条 信 第 第 事 Ξ 業 項 法 項 \mathcal{O} 又 施 規 行 は 定 第 規 三 に 則 基 項 \mathcal{O}

規

 \mathcal{O}

づ